



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年9月13日火曜日 第341号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則.....（環境政策課）... 735

告 示

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更.....（税務課）... 744

指定自立支援医療機関の指定.....（障がい福祉課）... 744

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（4件）.....（経営支援課）... 744

公聴会の開催（4件）.....（都市計画課）... 747

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....（"）... 748

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要（2件）.....（東予地方局環境保全課）... 748

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....（"）... 752

道路の区域変更（一般国道494号）.....（中予地方局久万高原土木事務所）... 754

土地改良区の定款変更の認可.....（南予地方局農村整備課）... 754

公 告

愛媛県原子力防災ネットワークシステム（緊急時連絡網装置等）借入れ及び保守点検業務の委託.....（原子力安全対策課）... 754

公営企業公告

過酸化水素低温プラズマ滅菌器の購入.....（公営企業管理局総務課）... 755

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第34号

愛媛県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月13日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県公害防止条例施行規則（昭和47年愛媛県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（ばいじんの排出基準）</p> <p>第11条 条例第14条第1項の規定によるばいじんの排出基準は、温度が摂氏零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、別表第7の中欄<u> </u>に掲げる施設の種類<u> </u>ごとに同表の右欄<u> </u>に掲げるばいじんの量とする。</p> <p>（条例第23条第2項の規則で定める施設）</p> <p>第16条 条例第23条第2項（条例第24条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める施設は、別表第1の<u>1</u>の項から<u>5</u>の項までに掲げる施設とする。</p> <p>（排水基準等）</p> <p>第22条 省略</p> <p>2 前項に規定する排水基準は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づく環境大臣が定める排水基</p> | <p>（ばいじんの排出基準）</p> <p>第11条 条例第14条第1項の規定によるばいじんの排出基準は、温度が摂氏零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、別表第7の第2欄に掲げる施設の種類及び同表の第3欄に掲げる規模ごとに同表の第4欄に掲げるばいじんの量とする。</p> <p>（条例第23条第2項の規則で定める施設）</p> <p>第16条 条例第23条第2項（条例第24条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める施設は、別表第1の<u>2</u>の項から<u>6</u>の項<u> </u>に掲げる施設とする。</p> <p>（排水基準等）</p> <p>第22条 省略</p> <p>2 前項に規定する排水基準は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づく環境庁長官が定める排水</p> |

準に係る検定方法 (昭和49年9月環境庁告示第64号)及び日本産業規格(以下「規格」という。)K 0102の59.1から59.4までに定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

附 則

この規則は、昭和47年1月16日から施行する。

別表第1(第3条、第16条、第51条関係)

ばい煙発生施設

| | |
|---|----|
| | |
| 1 | 省略 |
| 2 | 省略 |
| 3 | 省略 |
| 4 | 省略 |
| 5 | 省略 |
| 6 | 省略 |

別表第7(第11条、第19条関係)

ばいじんの排出基準

| | | |
|---|----------------|-----------------|
| 1 | 別表第1の2の項に掲げるもの | 0.60 グラ △ |
| 2 | 別表第1の3の項に掲げるもの | 0.40 グラ △ |

基準に係る検定方法を定める等の件(昭和49年9月環境庁告示第64号)及び日本産業規格(以下「規格」という。)K 010259.1からK 010259.4までに定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和47年1月16日から施行する。

(経過措置)

2 別表第1の1の項に掲げる施設のうち、昭和60年9月10日前に設置の工事に着手したものについては、第10条から第12条までの規定は、当分の間、適用しない。

3 別表第1の1の項に掲げる施設のうち、ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料(灯油、軽油又はA重油をいう。以下同じ。)を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものについては、第11条及び第12条の規定は、当分の間、適用しない。

別表第1(第3条、第16条、第52条関係)

ばい煙発生施設

| | |
|--|---|
| 1 | ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。)のうち、規格B 8201及びB 8203の伝熱面積の項で定める方法で算定した伝熱面積(以下「伝熱面積」という。)が5平方メートル以上10平方メートル未満であつてバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満のもの |
| 2 | 省略 |
| 3 | 省略 |
| 4 | 省略 |
| 5 | 省略 |
| 6 | 省略 |
| 7 | 省略 |
| 備考 ボイラーについては、同一工場又は事業場に設置されるボイラーの伝熱面積の合計が10平方メートルをこえることとなる場合に適用する。 | |

別表第7(第11条、第19条関係)

ばいじんの排出基準

| | | | |
|---|---|----------------------|-----------------|
| 1 | 別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち重油その他の液体燃料(紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。)又はガスを専焼させるもの | 排出ガス量が40,000立方メートル以上 | 0.20 グラ △ |
| | | 排出ガス量が40,000立方メートル未満 | 0.30 グラ △ |
| 2 | 別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭(1キログラム当たり発熱量20,930.25キログラム以下)のものを燃焼させるもの | | 0.80 グラ △ |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

備考1 右欄に掲げるばいじんの量は、規格Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとして、当該ばいじん量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

2 省略

別表第8（第12条、第19条関係）

有害物質の排出基準

| | | | |
|-------|--|-----------------------------------|----|
| 1 | 塩素 | 別表第1の1の項に掲げる漂白施設 | 省略 |
| 2 | フッ素、 ^{あつ} フ化水素及び ^{あつ} フ化珪素 | 別表第1の2の項に掲げる施設 | 省略 |
| 3 | 鉛及びその化合物 | 別表第1の3の項に掲げる施設 | 省略 |
| 4 | 硫化水素 | 別表第1の4の項に掲げる施設 | 省略 |
| | | 別表第1の1の項に掲げる蒸解施設並びに5の項及び6の項に掲げる施設 | 省略 |
| 備考 省略 | | | |

様式第1号（第13条関係） ばい煙発生施設設置・使用・変更届出書

| | |
|--------------------|-------------------------------|
| ばい煙発生施設設置・使用・変更届出書 | |
| 省略 | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 |
| 省略 | |

備考1 ばい煙発生施設の種類の欄には、愛媛県公害防止条例施行規則（昭和47年愛媛県規則第2号）別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。

2 印の欄には、記載しないこと。

3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙1～別紙3 省略

様式第2号（第14条関係） 氏名・名称・住所・所在地変更届出書

| | | |
|---|-----------------------------------|-------------|
| 3 | 別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち前2項に掲げるもの以外のもの | 0.40 グラム |
| 4 | 別表第1の3に掲げるもの | 0.60 グラム |
| 5 | 別表第1の4に掲げるもの | 0.40 グラム |

備考1 第4欄に掲げるばいじんの量は、規格Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとして、当該ばいじん量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行なう場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間をこえない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

2 省略

別表第8（第12条、第19条関係）

有害物質の排出基準

| | | | |
|-------|--|-----------------------------------|----|
| 1 | 塩素 | 別表第1の2の項に掲げる漂白施設 | 省略 |
| 2 | フッ素、 ^{あつ} フ化水素及び ^{あつ} フ化珪素 | 別表第1の3の項に掲げる施設 | 省略 |
| 3 | 鉛及びその化合物 | 別表第1の4の項に掲げる施設 | 省略 |
| 4 | 硫化水素 | 別表第1の5の項に掲げる施設 | 省略 |
| | | 別表第1の2の項に掲げる蒸解施設並びに6の項及び7の項に掲げる施設 | 省略 |
| 備考 省略 | | | |

様式第1号（第13条関係） ばい煙発生施設設置・使用変更届出書

| | |
|-------------------|-------------------------------|
| ばい煙発生施設設置・使用変更届出書 | |
| 省略 | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 |
| 省略 | |

備考1 記名押印に代えて署名することができる。

2 ばい煙発生施設の種類の欄には、愛媛県公害防止条例施行規則（昭和47年愛媛県規則第2号）別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。

3 印の欄には、記載しないこと。

4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。

5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙1～別紙3 省略

様式第2号（第14条関係） 氏名・名称・住所・所在地変更届出書

| | |
|----|---|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3号(第14条関係) 施設使用廃止届出書

| | |
|----|---|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4号(第15条関係) 承継届出書

| | |
|----|---|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6号(第20条関係) 粉じん発生施設設置・使用・変更届出書

| | |
|----|---|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 粉じん発生施設の種類の欄には、愛媛県公害防止条例施行規則(昭和47年愛媛県規則第2号)別表第2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
2 印の欄には、記載しないこと。
3 変更の届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙1~別紙3 省略

様式第7号(第24条、第27条関係) 排水施設設置・使用・変更届出書

| | |
|----|---|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 |
| 省略 | |

| | |
|----|---|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 記名押印に代えて署名することができる。
2 印の欄には、記載しないこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3号(第14条関係) 施設使用廃止届出書

| | |
|----|---|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 記名押印に代えて署名することができる。
2 印の欄には、記載しないこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4号(第15条関係) 承継届出書

| | |
|----|---|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 記名押印に代えて署名することができる。
2 印の欄には、記載しないこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6号(第20条関係) 粉じん発生施設設置・使用・変更届出書

| | |
|----|---|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 記名押印に代えて署名することができる。
2 粉じん発生施設の種類の欄には、愛媛県公害防止条例施行規則(昭和47年愛媛県規則第2号)別表第2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
3 印の欄には、記載しないこと。
4 変更の届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙1~別紙3 省略

様式第7号(第24条、第27条関係) 排水施設設置・使用・変更届出書

| | |
|----|---|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 |
| 省略 | |

備考

- 1 省略
- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

別紙1～別紙5 省略

様式第9号(第29条、様式第12号、様式第17号、様式第18号関係)

指定工場設置・変更許可申請書

| | |
|----|---|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 申請者 並びに法人にあつて は、その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 指定工場の所在地については、位置図(縮尺5万分の1以上)を添付すること。
- 2 業種の欄には、日本産業分類の中分類による業種を記載すること。
- 3 印の欄には、記載しないこと。
- 4 指定工場変更許可申請の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 5 申請書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙1 省略

別紙2 ばい煙を発生する施設の構造

| | | | |
|----|---------------------------|--|--|
| 省略 | | | |
| 規 | 省略 | | |
| | 乾燥施設の容量 (m ³) | | |
| 模 | 省略 | | |

備考 省略

別紙3・別紙4 省略

様式第11号(第30条、様式第18号、様式第19号関係) 指定工場設置・変更許可書 省略

様式第12号(第31条、様式第17号、様式第18号関係) 指定工場使用届出書

| | |
|----|---|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所並 届出者 びに法人にあつては、そ の代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 指定工場の所在地については、位置図(縮尺5万分の1以上)を添付すること。
- 2 業種の欄には、日本産業分類の中分類による業種を記載すること。
- 3 印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 別紙1から別紙4までは、指定工場設置・変更許可申請書(様式第9号)の別紙1から別紙4までとすること。

備考1 記名押印に代えて署名することができる。

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

別紙1～別紙5 省略

様式第9号(第29条、様式第12号、様式第17号、様式第18号関係)

指定工場設置・変更許可申請書

| | |
|----|---|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 申請者 並びに法人にあつて は、その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 記名押印に代えて署名することができる。
- 2 指定工場の所在地については、位置図(縮尺5万分の1以上)を添付すること。
- 3 業種の欄には、日本産業分類の中分類による業種を記載すること。
- 4 印の欄には、記載しないこと。
- 5 指定工場変更許可申請の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 6 申請書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙1 省略

別紙2 ばい煙を発生する施設の構造

| | | | |
|----|---------------------------|--|--|
| 省略 | | | |
| 規 | 省略 | | |
| | 乾燥施設の容量 (m ³) | | |
| 模 | 省略 | | |

備考 省略

別紙3・別紙4 省略

様式第11号 指定工場設置・変更許可書 省略

様式第12号(第31条 関係) 指定工場使用届出書

| | |
|----|---|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所並 届出者 びに法人にあつては、そ の代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 記名押印に代えて署名することができる。
- 2 指定工場の所在地については、位置図(縮尺5万分の1以上)を添付すること。
- 3 業種の欄には、日本産業分類の中分類による業種を記載すること。
- 4 印の欄には、記載しないこと。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 6 別紙1から別紙4までは、様式第9号の別紙1から別紙4までとすること。

様式第13号（第31条、様式第18号、様式第19号関係） 指定工場硫黄酸化物許容基準通知書 省略

様式第14号（第33条関係） 指定工場施設使用開始届出書

| | |
|----|---------------------------------------|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第15号（第34条関係） 指定工場改善措置等届出書

| | |
|----|---------------------------------------|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第16号（第35条関係） 指定工場設置者氏名等変更届出書

| | |
|----|---------------------------------------|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第17号（第35条関係） 指定工場軽微変更届出書

| | |
|----|---------------------------------------|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 変更するばい煙を発生する施設等について、指定工場設置・変更許可申請書（様式第9号）又は指定工場使用届出書（様式第12号）の別紙2から別紙4までの新旧対照表を添付すること。
2 指定工場について指定工場設置・変更許可申請書又は指定工場使用届出書の別紙1の新旧対照表を添付すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第18号（第36条関係） 指定工場施設使用廃止届出書

| | |
|----|---------------------------------------|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、その代表者の氏名 |
| 省略 | |

様式第13号（第31条 関係） 指定工場硫黄酸化物許容基準通知書 省略

様式第14号（第33条関係） 指定工場施設使用開始届出書

| | |
|----|---------------------------------------|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 記名押印に代えて署名することができる。
2 印の欄には、記載しないこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第15号（第34条関係） 指定工場改善措置等届出書

| | |
|----|---------------------------------------|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 記名押印に代えて署名することができる。
2 印の欄には、記載しないこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第16号（第35条関係） 指定工場設置者氏名等変更届出書

| | |
|----|---------------------------------------|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 記名押印に代えて署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第17号（第35条関係） 指定工場軽微変更届出書

| | |
|----|---------------------------------------|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 記名押印に代えて署名することができる。
2 変更するばい煙を発生する施設等について、様式第9号又は様式第12号の別紙2から別紙4までの新旧対照表を添付すること。
3 指定工場について様式第9号又は様式第12号の別紙1の新旧対照表を添付すること。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第18号（第36条関係） 指定工場施設使用廃止届出書

| | |
|----|---------------------------------------|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 廃止するばい煙を発生する施設について、指定工場設置・変更許可申請書（様式第9号）又は指定工場使用届出書（様式第12号）の別紙2から別紙4までを朱書きし、添付すること。
- 2 指定工場について指定工場設置・変更許可申請書又は指定工場使用届出書の別紙1の新旧対照表を添付すること。
- 3 指定工場設置・変更許可書（様式第11号）又は指定工場硫黄酸化物許容基準通知書（様式第13号）のうち、最も新しいものを添付すること。
- 4 印の欄には、記載しないこと。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第19号（第37条関係） 指定工場承継届出書

| | |
|----|---|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 指定工場設置・変更許可書（様式第11号）又は指定工場硫黄酸化物許容基準通知書（様式第13号）のうち、最も新しいものを添付すること。
- 2 印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第20号（第40条関係） 騒音発生施設設置・使用届出書

| | |
|----|---|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 2 騒音発生施設の種類の欄には、愛媛県公害防止条例施行規則（昭和47年愛媛県規則第2号）別表第4に掲げる項番号及びア、イ、ウ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第21号（第41条関係） 騒音発生施設の種類ごとの数変更届出書

| | |
|----|---|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 記名押印に代えて署名することができる。
- 2 廃止するばい煙を発生する施設について、様式第9号又は様式第12号の別紙2から別紙4までを朱書きし、添付すること。
- 3 指定工場について様式第9号又は様式第12号の別紙1の新旧対照表を添付すること。
- 4 指定工場硫黄酸化物許容基準通知書又は指定工場設置・変更許可書を添付すること。
- 5 印の欄には、記載しないこと。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第19号（第37条関係） 指定工場承継届出書

| | |
|----|---|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 記名押印に代えて署名することができる。
- 2 指定工場硫黄酸化物許容基準通知書又は指定工場設置・変更許可書を添付すること。
- 3 印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第20号（第40条関係） 騒音発生施設設置・使用届出書

| | |
|----|---|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 記名押印に代えて署名することができる。
- 2 騒音発生施設の種類の欄には、愛媛県公害防止条例施行規則（昭和47年愛媛県規則第2号）別表第4に掲げる項番号及びア、イ、ウ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 4 印の欄には、記載しないこと。
- 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第21号（第41条関係） 騒音発生施設の種類ごとの数変更届出書

| | |
|----|---|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 騒音発生施設の種類の欄には、愛媛県公害防止条例施行規則（昭和47年愛媛県規則第2号）別表第4に掲げる項番号及びア、イ、ウ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第22号（第41条関係） 騒音の防止の方法変更届出書

| | |
|-----|-------------------------|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 |
| 届出者 | 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、できる限り図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 2 印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第23号（第42条関係） 建設作業実施届出書

| | |
|-----|-------------------------|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 |
| 届出者 | 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
- 2 作業の開始及び終了の時刻の欄の記載に当たつては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめて差し支えないこと。
- 3 当該作業の場所の付近の見取図及び特定作業を伴う作業の工程の概要を示した工程表で特定作業の工程を明示したものを添付すること。
- 4 印の欄には、記載しないこと。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第24号（第42条関係） 板金・製罐^{かん}作業実施届出書

| | |
|-----|-------------------------|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 |
| 届出者 | 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 印の欄には、記載しないこと。
- 2 当該作業の場所の付近の見取図及び特定作業を伴う作業の工程の概要を示した工程表で特定作業の工程を明示したものを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第26号（第50条関係） 公害防止責任者設置・変更届出書

- 備考 1 記名押印に代えて署名することができる。
- 2 騒音発生施設の種類の欄には、愛媛県公害防止条例施行規則（昭和47年愛媛県規則第2号）別表第4に掲げる項番号及びア、イ、ウ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第22号（第41条関係） 騒音の防止の方法変更届出書

| | |
|-----|-------------------------|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 |
| 届出者 | 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 記名押印に代えて署名することができる。
- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、できる限り図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 3 印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第23号（第42条関係） 建設作業実施届出書

| | |
|-----|-------------------------|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 |
| 届出者 | 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 記名押印に代えて署名することができる。
- 2 作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
- 3 建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載に当たつては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめて差し支えないこと。
- 4 当該作業の場所の付近の見取図及び特定作業を伴う作業の工程の概要を示した工程表で特定作業の工程を明示したものを添付すること。
- 5 印の欄には、記載しないこと。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第24号（第42条関係） 板金・製罐^{かん}作業実施届出書

| | |
|-----|-------------------------|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 |
| 届出者 | 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 記名押印に代えて署名することができる。
- 2 印の欄には、記載しないこと。
- 3 当該作業の場所の付近の見取図及び特定作業を伴う作業の工程の概要を示した工程表で特定作業の工程を明示したものを添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第26号（第50条関係） 公害防止責任者設置・変更届出書

| | |
|----|---|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

| | |
|----|---|
| 省略 | 氏名又は名称及び住所 届出者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 |
| 省略 | |

- 備考 1 記名押印に代えて署名することができる。
2 印の欄には、記載しないこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則の一部改正)
3 愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則 (令和3年愛媛県規則第34号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印（これらに類するものを含む。）については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1)～(49) 省略</p> <p>(50) 省略 (51) 省略 (52) 省略 (53) 省略 (54) 省略 (55) 省略 (56) 省略 (57) 省略 (58) 省略 (59) 省略 (60) 省略 (61) 省略 (62) 省略 (63) 省略 (64) 省略 (65) 省略 (66) 省略 (67) 省略 (68) 省略 (69) 省略 (70) 省略 (71) 省略 (72) 省略 (73) 省略</p> | <p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印（これらに類するものを含む。）については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1)～(49) 省略</p> <p>(50) 愛媛県公害防止条例施行規則（昭和47年愛媛県規則第2号）様式第1号から様式第4号まで、様式第6号、様式第7号、様式第9号、様式第12号、様式第14号から様式第24号まで及び様式第26号</p> <p>(51) 省略 (52) 省略 (53) 省略 (54) 省略 (55) 省略 (56) 省略 (57) 省略 (58) 省略 (59) 省略 (60) 省略 (61) 省略 (62) 省略 (63) 省略 (64) 省略 (65) 省略 (66) 省略 (67) 省略 (68) 省略 (69) 省略 (70) 省略 (71) 省略 (72) 省略 (73) 省略 (74) 省略</p> |

告示

○愛媛県告示第953号

愛媛県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、令和4年9月1日次のとおり愛媛県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

令和4年9月13日

愛媛県知事 中村時広

Table with columns: 指定番号, 売りさばき人氏名, 変更事項 (新, 旧). Row 20 details changes for 愛媛県猟友会 北条支部 支部長 石橋 仁志.

○愛媛県告示第954号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和4年9月13日

愛媛県知事 中村時広

Table with columns: 名称, 所在地, 開設者 (氏名又は名称, 主たる事務所の所在地, 代表者の氏名), 担当しようとする医療の種類, 指定年月日. Row for おぐに薬局 桜井店.

○愛媛県告示第955号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年9月13日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

Table with columns: 大規模小売店舗の名称, 大規模小売店舗の所在地, 変更した事項, 変更前, 変更後, 変更の日, 届出の日. Row for DCM周桑店.

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第956号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年9月13日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更した事項 | 変更前 | 変更後 | 変更の日 年月日 | 届出の日 年月日 |
|------------|------------------|----------------------|--|--|----------------|-------------|
| DCM余戸店 | 松山市余戸中6丁目729番地 外 | 大規模小売店舗の名称 | (仮称)DCMダイキ余戸店 | DCM余戸店 | 令和4年3月1日 | 令和4年8月29日 |
| | | 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 | DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之 | DCMダイキ株式会社 代表取締役 中川 真行 | 令和2年5月25日 | |
| | | 大規模小売店舗において小売業を行う者 | DCMダイキ株式会社 松山市美沢一丁目9番1号 代表取締役 小島 正之 | DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番7号 代表取締役 石黒 靖規 | 令和3年3月1日 ほか | |
| DCM福音寺店 | 松山市福音寺町55番地1 外 | 大規模小売店舗の名称 | DCMダイキ福音寺店 | DCM福音寺店 | 令和4年3月1日 | 令和4年8月29日 |
| | | 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 | DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之 | DCMダイキ株式会社 代表取締役 中川 真行 | 令和2年5月25日 | |
| | | 大規模小売店舗において小売業を行う者 | DCMダイキ株式会社 松山市美沢一丁目9番1号 代表取締役 小島 正之 | DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番7号 代表取締役 石黒 靖規 | 令和3年3月1日 ほか | |
| DCM朝生田店 | 松山市朝生田町540-1 外 | 大規模小売店舗の名称 | DCMダイキ朝生田店 | DCM朝生田店 | 令和4年3月1日 | 令和4年8月29日 |
| | | 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 | DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之 | DCMダイキ株式会社 代表取締役 中川 真行 | 令和2年5月25日 | |
| | | 大規模小売店舗において小売業を行う者 | DCMダイキ株式会社 松山市美沢一丁目9番1号 代表取締役 小島 正之 | DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番7号 代表取締役 石黒 靖規 | 令和3年3月1日 ほか | |
| DCM美沢店 | 松山市美沢一丁目9番33号 | 大規模小売店舗の名称 | DCMダイキ美沢店 | DCM美沢店 | 令和4年3月1日 | 令和4年8月29日 |
| | | 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 | DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之 | DCMダイキ株式会社 代表取締役 中川 真行 | 令和2年5月25日 | |
| | | 大規模小売店舗において小売業を行う者 | DCMダイキ株式会社 松山市美沢一丁目9番1号 代表取締役 小島 正之 | DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番7号 代表取締役 石黒 靖規 | 令和3年3月1日 ほか | |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第957号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに伊予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年9月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更した事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 の 日 年 月 日 | 届 出 の 日 年 月 日 |
|------------|----------------|----------------------|--|--|------------------|------------------|
| DCM伊予店 | 伊予市下吾川1042番1 外 | 大規模小売店舗の名称 | DCMダイキ伊予店 | DCM伊予店 | 令和4年3月1日 | 令和4年8月29日 |
| | | 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 | DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之 | DCMダイキ株式会社 代表取締役 中川 真行 | 令和2年5月25日 | |
| | | 大規模小売店舗において小売業を行う者 | DCMダイキ株式会社 松山市美沢一丁目9番1号 代表取締役 小島 正之 | DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番7号 代表取締役 石黒 靖規 | 令和3年3月1日 ほか | |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第958号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年9月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更した事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 の 日 年 月 日 | 届 出 の 日 年 月 日 |
|------------|---------------------|----------------------|--|--|------------------|------------------|
| DCM宇和店 | 西予市宇和町卯之町4丁目518番3 外 | 大規模小売店舗の名称 | DCMダイキ宇和店 | DCM宇和店 | 令和4年3月1日 | 令和4年8月29日 |
| | | 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 | DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之 | DCMダイキ株式会社 代表取締役 中川 真行 | 令和2年5月25日 | |
| | | 大規模小売店舗において小売業を行う者 | DCMダイキ株式会社 松山市美沢一丁目9番1号 代表取締役 小島 正之 | DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番7号 代表取締役 石黒 靖規 | 令和3年3月1日 ほか | |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八

幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第959号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和4年9月13日

愛媛県知事 中村時広

1 日時 令和4年10月14日（金）14時から

2 場所 愛媛県新居浜市一宮町1丁目1-5

新居浜市消防防災合同庁舎5階災害対策室

3 公聴会の案件及びその概要

(1) 案件

新居浜都市計画道路の変更案について

(2) 案件の概要

新居浜都市計画道路中3・3・2新居浜バイパス線を変更する。

4 公述の申出等

(1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該都市計画区域内市町に在住の人並びに利害関係者に限る）は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

(2) 申出の期限

令和4年10月7日（金）まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。

(3) 問合せ先

〒790 0001 愛媛県松山市一番町四丁目1-2

愛媛県自治会館5階

愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ

（電話089 912 2738）

○愛媛県告示第960号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和4年9月13日

愛媛県知事 中村時広

1 日時 令和4年10月14日（金）14時から

2 場所 愛媛県新居浜市一宮町1丁目1-5

新居浜市消防防災合同庁舎5階災害対策室

3 公聴会の案件及びその概要

(1) 案件

新居浜都市計画道路の変更案について

(2) 案件の概要

新居浜都市計画道路中3・4・5磯浦阿島線を変更する。

4 公述の申出等

(1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該都市計画区域内市町に在住の人並びに利害関係者に限る）は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

(2) 申出の期限

令和4年10月7日（金）まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。

(3) 問合せ先

〒790 0001 愛媛県松山市一番町四丁目1-2

愛媛県自治会館5階

愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ

（電話089 912 2738）

○愛媛県告示第961号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和4年9月13日

愛媛県知事 中村時広

1 日時 令和4年10月14日（金）14時から

2 場所 愛媛県新居浜市一宮町1丁目1-5

新居浜市消防防災合同庁舎5階災害対策室

3 公聴会の案件及びその概要

(1) 案件

新居浜都市計画道路の変更案について

(2) 案件の概要

新居浜都市計画道路中3・4・6駅前郷線を変更する。

4 公述の申出等

(1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該都市計画区域内市町に在住の人並びに利害関係者に限る）は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

(2) 申出の期限

令和4年10月7日（金）まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。

(3) 問合せ先

〒790 0001 愛媛県松山市一番町四丁目1-2

愛媛県自治会館5階

愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ

(電話089 912 2738)

○愛媛県告示第962号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則(昭和45年愛媛県規則第1号)第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和4年9月13日

愛媛県知事 中村時広

- 1 日時 令和4年10月14日(金)14時から
2 場所 愛媛県新居浜市一宮町1丁目1-5
新居浜市消防防災合同庁舎5階災害対策室
3 公聴会の案件及びその概要

- (1) 案件
新居浜都市計画道路の変更案について
(2) 案件の概要
新居浜都市計画道路中3・6・20字高西筋線を変更する。

4 公述の申出等

- (1) 公述の申出
公聴会に出席して意見を述べようとする者(当該都市計画区域内外に在住の人並びに利害関係者に限る)は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。
(2) 申出の期限
令和4年10月7日(金)まで
なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。
(3) 問合せ先
〒790 0001愛媛県松山市一番町四丁目1-2
愛媛県自治会館5階
愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ
(電話089 912 2738)

○愛媛県告示第963号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、西予都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和4年9月13日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第964号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和4年9月13日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学株式会社
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
代表取締役社長 岩田 圭一

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区
新居浜市惣開町5番1号

3 特定施設に関する事項

(1) T-792

Table with 2 columns: 特定施設の種別, 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第46号 二 廃ガス洗浄施設. 特定施設の能力, 処理ガス1時間当たり3,600ノルマル立方メートル処理. 工事の着手予定年月日, 許可後直ちに. 工事の完成予定年月日, 着手1か月後. 使用開始の予定年月日, 完成後直ちに. 特定施設の使用時間間隔, 連続. 特定施設の1日当たりの使用時間, 24時間. 特定施設の使用の季節的変動の概要, なし. 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値, 水素イオン濃度(水素指数) 通常 6~8 最大 6~8, 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム) 通常 50 最大 75, 浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム) 通常 150 最大 225, 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム) 通常 0.01 最大 0.02, リン含有量(単位1リットルにつきミリグラム) 通常 0 最大 0. 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) 通常 1.5 最大 2.3

備考 特定施設の汚水等は、シアン排水処理設備(北特排)、酸素ばっ気式活性汚泥処理施設(OBT)へ送液する。

(2) 2D-807

Table with 2 columns: 特定施設の種別, 政令別表第1第37号 口 分離施設. 特定施設の能力, ドレン分離1日当たり200トン処理. 工事の着手予定年月日, 許可後直ちに. 工事の完成予定年月日, 着手1か月後. 使用開始の予定年月日, 完成後直ちに. 特定施設の使用時間間隔, 連続. 特定施設の1日当たりの使用時間, 24時間

| | | |
|------------------------|---------------------------|--------------------|
| 特定施設の使用の季節的変動の概要 | | なし |
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 8~10 最大 7~11 |
| | 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 450 最大 500 |
| | 浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 10 最大 20 |
| | 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 0.1 最大 0.1 |
| | りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 0.01 最大 0.01 |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | | 通常 180 最大 200 |

備考 特定施設の汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)へ送液する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) NBT新居浜総合排水処理施設

| | | | |
|----------------------------|---------------------------|----------------------------------|--------------------------|
| 設置年月日 | | 昭和47年5月12日 | |
| 処理施設の種別及び型式 | | 中和、凝集沈殿、散気式活性汚泥 | |
| 処理施設の構造 | | 鉄筋コンクリート製 | |
| 処理施設の主要寸法 | | 縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル | |
| 処理施設の能力 | | 1日当たり24,000立方メートル処理 | |
| 汚水等の処理の方式 | | 散気式活性汚泥処理 | |
| 処理施設の使用時間間隔 | | 連続 | |
| 処理施設の1日当たりの使用時間 | | 24時間 | |
| 処理施設の使用の季節的変動の概要 | | なし | |
| 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値 | 項目 | 処 理 前 | 処 理 後 |
| | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 2.0~4.0 最大 2.0~4.0 | 通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7 |
| | 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 517.7 最大 1,242.1 | 通常 107.4 最大 184.2 |
| | 浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 490.3 最大 862.1 | 通常 24.1 最大 69.6 |
| | 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 545.7 最大 717.6 | 通常 220.3 最大 240.9 |

| | | |
|------------------------|------------------------|------------------------|
| りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 25.8 最大 68.9 | 通常 3.8 最大 11.5 |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 17,860 最大 21,694 | 通常 17,860 最大 21,694 |

(2) OBT酸素ばっ気式活性汚泥処理施設

| | | | |
|----------------------------|---------------------------|----------------------------------|--------------------------|
| 設置年月日 | | 平成21年1月31日 | |
| 処理施設の種別及び型式 | | 中和、酸素ばっ気式活性汚泥、凝集・沈殿 | |
| 処理施設の構造 | | 鉄筋コンクリート製 | |
| 処理施設の主要寸法 | | 縦 160メートル 横 71メートル 高さ 6.3メートル | |
| 処理施設の能力 | | 1日当たり10,800立方メートル処理 | |
| 汚水等の処理の方式 | | 酸素ばっ気式活性汚泥処理 | |
| 処理施設の使用時間間隔 | | 連続 | |
| 処理施設の1日当たりの使用時間 | | 24時間 | |
| 処理施設の使用の季節的変動の概要 | | なし | |
| 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値 | 項目 | 処 理 前 | 処 理 後 |
| | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 8.0~12.0 最大 8.0~12.0 | 通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7 |
| | 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 624.9 最大 1,162.6 | 通常 123.8 最大 287.7 |
| | 浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 240.1 最大 881.5 | 通常 17.6 最大 71.4 |
| | 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 951.3 最大 1,500.2 | 通常 172.4 最大 212.3 |
| | りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 9.5 最大 31.9 | 通常 2.1 最大 5.4 |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | | 通常 8,824 最大 10,432 | 通常 8,824 最大 10,432 |

(3) シアン排水処理設備(北特排)

| | | | |
|-------------|--|-------------------------------------|--|
| 設置年月日 | | 昭和60年3月30日 | |
| 処理施設の種別及び型式 | | 攪拌機付コンクリート槽 | |
| 処理施設の構造 | | 鉄筋コンクリート製 | |
| 処理施設の主要寸法 | | 縦 4メートル 横 4メートル 高さ 4メートル × 4槽 | |
| 処理施設の能力 | | 1日当たり2,400立方メートル処理 | |

| | | | |
|----------------------------|---------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 汚水等の処理の方式 | 晒液酸化分解処理 | | |
| 処理施設の使用時間間隔 | 連 続 | | |
| 処理施設の1日当たりの使用時間 | 24時間 | | |
| 処理施設の使用の季節的変動の概要 | な し | | |
| 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値 | 項 目 | 処 理 前 | 処 理 後 |
| | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 9.5~10.5 最大 9.0~12 | 通常 9.5~10.5 最大 9.0~12 |
| | 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 1,344.7 最大 1,867.0 | 通常 1,336.8 最大 1,859.0 |
| | 浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 45 最大 77 | 通常 45 最大 77 |
| | 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 531 最大 636 | 通常 529 最大 633 |
| | りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 0.01 最大 0.01 | 通常 0.01 最大 0.01 |
| | シアン化合物(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 117 最大 180 | 通常 5 最大 10 |
| | 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 1,834 最大 2,369 | 通常 1,845 最大 2,380 |

備考 排水は、酸素ばっ気式活性汚泥処理施設(OBT)で処理する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

| | | |
|------------------------|---------------------------|--------------------------|
| 汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8 |
| | 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 16.2 最大 35.0 |
| | 浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 28.7 最大 70.0 |
| | 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 28.4 最大 100.0 |
| | りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 0.61 最大 3.00 |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 251,535 最大 335,522 | |

(2) 東総合排水口

| | | |
|------------------------|---------------------------|--------------------------|
| 汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8 |
| | 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 9.3 最大 20.0 |
| | 浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 21.0 最大 60.0 |
| | 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 6.0 最大 10.0 |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 0.5 最大 1.0 |
| | 汚水等の1日当たりの量 | 通常 17,174 最大 33,000 |

備考 この他に、雨水排水口が34箇所ある。

○愛媛県告示第965号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和4年9月13日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学株式会社
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
代表取締役社長 岩田 圭一
- 事業場の名称及び所在地
住友化学株式会社愛媛工場菊本地区
新居浜市菊本町一丁目10番1号
- 特定施設に関する事項
(1) R-991

| | |
|------------------|--|
| 特定施設の種 類 | 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第37号 口 分離施設 |
| 特定施設の能力 | 処理液1日当たり15トン処理 |
| 工事の着手予定年月日 | - |
| 工事の完成予定年月日 | - |
| 使用開始の予定年月日 | 許可の1か月後 |
| 特定施設の使用時間間隔 | 連 続 |
| 特定施設の1日当たりの使用時間 | 24時間 |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要 | な し |
| 特定施設から排出される | 水素イオン濃度(水素指数) 通常 1~2 最大 1~3 |

| | | |
|----------------------------|---------------------------------------|--------------------|
| る汚水等の 汚染状態の 値 | 化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム) | 通常 620 最大 800 |
| | 浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム) | 通常 20未満 最大 20未満 |
| | 窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム) | 通常 210 最大 270 |
| | りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム) | 通常 1未満 最大 1未満 |
| 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) | | 通常 2.5 最大 3 |

備考 本施設は既設だが、用途変更により特定施設となるため、設置許可申請がなされた。汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)で処理する。(PGMF製造時)

(2) R - 981

| | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|---|
| 特定施設の種 類 | 政令別表第1第37号 □ 分離施設 | |
| 特定施設の能 力 | 処理液1日当たり15トン処理 | |
| 工事の着手予定年月日 | 許可後直ちに | |
| 工事の完成予定年月日 | 着手1か月後 | |
| 使用開始の予定年月日 | 完成後直ちに | |
| 特定施設の使用時間間隔 | 連 続 | |
| 特定施設の1日当たりの使用時間 | 24時間 | |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要 | な し | |
| 特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値 | 水素イオン 濃度(水素 指数) | PGMF製造時 通常 11~12 最大 11~13 MMP C製造時 通常 11.5~12.5 最大 10.5~13.5 |
| | 化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム) | PGMF製造時 通常 2,480 最大 3,200 MMP C製造時 通常 14,500 最大 17,400 |
| | 浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム) | PGMF製造時 通常 20未満 最大 20未満 MMP C製造時 通常 20以下 最大 20以下 |
| | 窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム) | PGMF製造時 通常 210 最大 250 MMP C製造時 通常 1,130 最大 1,360 |
| | りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム) | PGMF製造時 通常 1未満 最大 1未満 MMP C製造時 通常 1以下 最大 1以下 |
| 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) | | PGMF製造時 通常 8 最大 9.6 MMP C製造時 通常 2.2 最大 2.6 |

備考 汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)で処理する。

(3) R - 931

| | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------|
| 特定施設の種 類 | 政令別表第1第37号 □ 分離施設 | |
| 特定施設の能 力 | 処理液1日当たり15トン処理 | |
| 工事の着手予定年月日 | - | |
| 工事の完成予定年月日 | - | |
| 使用開始の予定年月日 | 許可の1か月後 | |
| 特定施設の使用時間間隔 | 連 続 | |
| 特定施設の1日当たりの使用時間 | 24時間 | |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要 | な し | |
| 特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値 | 水素イオン 濃度(水素 指数) | 通常 1~2 最大 1~2 |
| | 化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム) | 通常 9,700 最大 12,600 |
| | 浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム) | 通常 20 最大 25 |
| | 窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム) | 通常 1,000 最大 1,300 |
| | りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム) | 通常 1未満 最大 1未満 |
| 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) | | 通常 4.9 最大 5.9 |

備考 本施設は既設だが、用途変更により特定施設となるため、設置許可申請がなされた。汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)で処理する。(PGMF製造時)

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 総合排水処理施設

| | |
|-------------------|---|
| 設 置 年 月 日 | 昭和53年8月31日 |
| 処理施設の種 類及び型式 | 沈降分離処理 |
| 処 理 施 設 の 構 造 | 鉄筋コンクリート製 |
| 処理施設の主要寸法 | 集水槽: 縦 10メートル 横 10メートル 高さ 5メートル 沈降槽: 縦 200メートル 横 10メートル 高さ 2.5メートル |
| 処 理 施 設 の 能 力 | 1日当たり40,000立方メートル処理 |
| 汚 水 等 の 処 理 の 方 式 | 沈降分離処理 |
| 処理施設の使用時間間隔 | 連 続 |
| 処理施設の1日当たりの使用時間 | 24時間 |

| | | | |
|----------------------------|---------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 処理施設の使用の季節的変動の概要 | | なし | |
| 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値 | 項目 | 処理前 | 処理後 |
| | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 7.0~7.5 最大 5.5~8.8 | 通常 7.0~7.5 最大 5.5~8.8 |
| | 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 12.5 最大 20.0 | 通常 12.5 最大 20.0 |
| | 浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 15.0 最大 50.0 | 通常 15.0 最大 50.0 |
| | 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 4.0 最大 35.0 | 通常 4.0 最大 35.0 |
| | りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 1.04 最大 15.00 | 通常 1.04 最大 15.00 |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | | 通常 22,454 最大 29,537 | 通常 22,454 最大 29,537 |

備考 汚水等は、No.1排水口より排水する。

(2) No.3 総合排水処理施設

| | | | |
|----------------------------|--|--------------------------|--------------------------|
| 設置年月日 | 昭和49年6月1日 | | |
| 処理施設の種別及び型式 | 沈降分離処理、中和処理 | | |
| 処理施設の構造 | 土堰堤型式 | | |
| 処理施設の主要寸法 | 中和槽：縦 48メートル 横 60メートル 深さ 2.2メートル 沈降槽：縦 95メートル 横 60メートル 深さ 2メートル | | |
| 処理施設の能力 | 1日当たり50,000立方メートル処理 | | |
| 汚水等の処理の方式 | 沈降・中和処理 | | |
| 処理施設の使用時間間隔 | 連続 | | |
| 処理施設の1日当たりの使用時間 | 24時間 | | |
| 処理施設の使用の季節的変動の概要 | なし | | |
| 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値 | 項目 | 処理前 | 処理後 |
| | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 7.0~8.0 最大 5.5~8.8 | 通常 7.0~8.0 最大 5.5~8.8 |
| | 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 14.0 最大 20.0 | 通常 14.0 最大 20.0 |
| | 浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 33.0 最大 500 | 通常 33.0 最大 50.0 |
| | 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 2.2 最大 35.0 | 通常 2.2 最大 35.0 |

| | | |
|------------------------|------------------------|------------------------|
| りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 1.01 最大 15.00 | 通常 1.01 最大 15.00 |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 37,392 最大 40,988 | 通常 37,392 最大 40,988 |

備考 汚水等は、No.3排水口より排水する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口

| | | |
|------------|---------------------------|--------------------------|
| 汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 7.0~7.5 最大 5.5~8.8 |
| | 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 12.5 最大 20.0 |
| | 浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 15.0 最大 50.0 |
| | 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 4.0 最大 35.0 |
| | りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 1.04 最大 15.00 |
| | 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 22,454 最大 29,537 |

(2) No.3排水口

| | | |
|------------|---------------------------|--------------------------|
| 汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 7.0~8.0 最大 5.5~8.8 |
| | 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 14.0 最大 20.0 |
| | 浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 33.0 最大 50.0 |
| | 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 2.2 最大 35.0 |
| | りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 1.01 最大 15.00 |
| | 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 37,392 最大 40,988 |

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第966号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第4項に規定す

る書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和4年9月13日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社

東京都中央区日本橋二丁目7番1号

代表取締役社長 岩田 圭一

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区

新居浜市惣開町5番1号

3 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第27号イ、ロ、第37号ロ、第74号

4 変更しようとする事項の内容

特定施設の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態(排水系統別の汚染状態を含む)及び排出水の量(排水系統別の量を含む)

5 特定施設に関する事項

(1) Z - 460

Table with 3 columns: 変更前, 変更後. Row 1: 主要寸法 (長さ, 幅, 高さ). Row 2: 固液分離後の排水: 西総合排水路、No.3遊水池經由で西総合排水口から公共用水域へ排水.

備考 特定施設の汚水等は、K - 905へ送液する。

(2) K - 905

Table with 3 columns: 変更前, 変更後. Row 1: 主要寸法 (長さ, 幅, 高さ). Row 2: 固液分離後の排水: 新居浜総合排水処理施設(NBT)で処理後、西総合排水路、No.3遊水池經由で西総合排水口から公共用水域へ排水.

(3) 53T - 804

Table with 3 columns: 変更前, 変更後. Row 1: 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値 (窒素含有量).

備考 特定施設の汚水等は、酸素ばつ気式活性汚泥処理施設(OBT)へ送液する。

(4) NBT 新居浜総合排水処理施設

Table with 3 columns: 変更前, 変更後. Row 1: 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値 (化学的酸素要求量, 浮遊物質量).

Table with 3 columns: 値, 通常, 最大. Row 1: 窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム). Row 2: 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル).

(5) OBT 酸素ばつ気式活性汚泥処理施設

Table with 3 columns: 変更前, 変更後. Row 1: 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値 (窒素含有量). Row 2: 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル).

6 汚水等の処理施設に関する事項

(1) NBT 新居浜総合排水処理施設

Table with 6 columns: 処理前, 処理後, 処理前, 処理後. Row 1: 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値 (化学的酸素要求量, 浮遊物質量, 窒素含有量). Row 2: 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル).

(2) OBT 酸素ばつ気式活性汚泥処理施設

Table with 6 columns: 処理前, 処理後, 処理前, 処理後. Row 1: 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値 (化学的酸素要求量, 浮遊物質量, 窒素含有量). Row 2: 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル).

(3) シアン排水処理設備(北特排)

| | | | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| | 変更前 | | 変更後 | |
| | 処理前 | 処理後 | 処理前 | 処理後 |
| 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) | 通常 1,856 最大 2,369 | 通常 1,867 最大 2,380 | 通常 1,834 最大 2,369 | 通常 1,845 最大 2,380 |

備考 排水は、酸素ばっ気式活性汚泥処理施設(OBT)で処理する。

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

西総合排水口(既設)

| | | | | |
|----------------------------|-----|---------|-----|---------|
| | 変更前 | | 変更後 | |
| | 通常 | 16.0 | 通常 | 16.2 |
| 汚水等の汚染状態の値 | 最大 | 35.0 | 最大 | 35.0 |
| 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) | 通常 | 255,857 | 通常 | 251,535 |
| | 最大 | 340,095 | 最大 | 335,522 |

備考 この他に、東総合排水口が1箇所、雨水排水口が34箇所ある。

○愛媛県告示第967号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年9月13日

愛媛県知事 中村時広

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 旧・新別 | 敷地の員幅 | 延長 | 備考 |
|-------|------|-------------------------------------|------|-------------------|-----------------|----|
| 一般国道 | 494号 | 上浮穴郡久万高原町本組1450番5から 同町本組1453番まで | 旧 | メートル 10.4~20.2 | キロメートル 0.206 | |
| | | 上浮穴郡久万高原町本組1450番5から 同町本組1453番4まで | 新 | 12.3~65.7 | 0.206 | |

○愛媛県告示第968号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、五十崎国営開発土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年9月13日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年9月13日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県原子力防災ネットワークシステム(緊急時連絡網装置等)借入れ及び保守点検業務

(2) 業務名及び数量

入札説明書及び仕様書による。

(3) 業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入れ及び保守点検期間

令和5年3月1日から令和8年2月28日まで

(5) システムの構成装置及び設置場所

仕様書に記載のとおり

(6) 入札方法

入札金額は、対象機器の1か月当たりの借入れ及び保守点検費用を記載すること。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額

に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 保守点検対象となっている機器について、保守点検を行った実績があること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県 県民環境部 防災局 原子力安全対策課
原子力防災グループ
〒790 8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2
電話番号 089 941 2111(代表)内線2341
089 912 2341(ダイヤルイン)

- (2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出

- (3) 入札説明書の交付方法

令和4年10月7日(金)午後5時15分まで愛媛県ホームページ(<https://www.pref.ehime.jp/>)でのダウンロード又は上記(1)に掲げる場所での手渡しにより交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和4年10月25日(火)午前11時00分
愛媛県庁 第一別館6階 第14会議室
即時改札とする。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第137条の規定に該当する者については、入札保証金の納付を免除することがある。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、愛媛県会計規則第154条の規定に該当する者については、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、知事からの当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受付期間

令和4年9月13日(火)から令和4年10月7日(金)午後5時15分まで

イ 受付場所

上記3の(1)に掲げる場所

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Ehime prefectural nuclear disaster prevention network system (communication network for emergency use) lease and maintenance outsourcing

(2) Time limit of tender: 11:00 a.m., 25 October 2022

(3) For further information, please contact: Nuclear Safety Measures Division, Public Affairs and Environment Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570, Japan
TEL +81 89 941 2111 Ext. 2341

公営企業公告

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年9月13日

愛媛県公営企業管理者 山口真司

1 入札に付する事項

(1) 件名

過酸化水素低温プラズマ滅菌器の購入

(2) 購入物品名及び数量

過酸化水素低温プラズマ滅菌器 1式

(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和5年3月31日(金)

(5) 納入場所

愛媛県松山市春日町83番地

愛媛県立中央病院

(6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)7⁽¹⁾又は⁽²⁾の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中ではない者であること。

(3) 公告で示す物品を納入期限内に確実に納入できることを証明した者であること。

(4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 0012

愛媛県松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2F
電話番号 (089)912 1000 内線4623
又は(089)912 2794

4 4 1 Minatomachi , Matsuyama , Ehime 790 0012 Japan .
TEL 089 912 2794

- (2) 入札書の受領期限
令和4年10月24日(月)午前9時から同月26日(水)午後1時29分まで
- (3) 入札説明書の交付方法
愛媛県ホームページ(<https://www.pref.ehime.jp/>)でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
令和4年10月26日(水)午後1時30分
伊予鉄本社ビル5F 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき令和4年10月11日(火)午後5時00分までに提出しなければならない。
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
ア 入札書の提出方法
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。
紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3(1)に掲げる場所に提出すること。
イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Hydrogen peroxide low temperature plasma sterilizer , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:29 p.m. , 26 October 2022
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Management Bureau , Iyotetsuhonsya Bldg . 2F